

火力電源入札募集要綱(案)について

平成27年6月30日
中国電力株式会社



- 当社の火力発電所において高経年化が進展しており、その代替となる電源が必要であることから、資源エネルギー庁から公表された「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（平成24年9月策定，平成26年9月改訂，以下，火力入札GL）に基づき，自社応札を前提とした入札募集を行うこととしました。
- 実施にあたり，火力入札GLに則り当社が作成した火力電源入札募集要綱（案）（以下，要綱（案）【見直し前】）に対する提案募集（RFC（Request for Comments）：4/13～5/15）を行い，いただいたご意見を一部反映した火力電源入札募集要綱（案）（以下，要綱（案）【見直し後】）を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて，要綱（案）【見直し後】と火力入札GLとの適合について，ご確認をお願いいたします。

〔これまでの経緯〕

平成27年3月27日	・ 平成27年度供給計画の届出 ・ 入札実施公表 ・ 当社ホームページに火力電源入札専用ページを開設 (http://www.energia.co.jp/business/ps_bid/index.html)
平成27年4月13日	・ 要綱（案）【見直し前】公表 ・ 要綱（案）【見直し前】に関する事前説明会開催（参加者数：18社，35名）
平成27年4月13日 ～5月15日	・ 要綱（案）【見直し前】に対する意見募集（RFC） ⇒ 2社から合計12件のご意見

1. 要綱(案)【見直し前】の概要について

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (1/7)

3

(1) 主な入札実施概要 (1/3)

項 目	概 要
受給開始時期	平成33年6月～平成35年6月
募集規模	94.5万kW
年間契約基準利用率	70%～80%
主な応札条件	① 上限価格 応札者の判定価格が、当社応札電源の判定価格(＝上限価格)以下となること (上限価格は公表しない) $\text{判定価格} = \frac{\text{入札価格}^{\ast 1} \pm \text{CO2対策コスト}^{\ast 2} - \text{需要地近接性評価}}{(1 - \text{事業税率}^{\ast 3})}$ $\ast 1$ 当社の場合、応札電源の電源対応原価 $\ast 2$ 当社が最終的な二酸化炭素排出係数の調整を行う場合 $\ast 3$ 事業税率は、1.2888% 既設設備、当社供給区域外からの応札、および複数の電源を集約して一体的に取り扱うアグリゲーションによる応札も可能
	② 契約供給期間 基本15年間(10～15年間の間にて選択可能)
	③ 技術的信頼性 応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等があること

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (2/7)

4

(1) 主な入札実施概要 (2/3)

項 目	概 要
主な応札条件	④ 年間利用率変動許容性 年間利用率が年間通告利用率から±10%まで調整可能であること
	⑤ 遵守すべき基準 発電設備は、電気事業法、環境関連諸法令等の発電事業に関する諸法令、技術基準等を遵守すること
	⑥ システムアクセス 応札にあたり、発電設備をシステムに連系する場合の接続検討および系統連系に関する暫定申込みを行うこと → 接続検討期間は原則3か月以内に、所要工期、工事費負担金額などを回答
	⑦ 契約最大電力 1,000kW以上
募集期間	7月ごろ(中立機関での募集要綱確認後)から入札募集受付を開始し、11月ごろに締切 * RFC開始(H27年4月13日)から入札募集締切までの期間:6か月強
入札価格の考え方	○ 入札価格は、契約供給期間で均等化した単価を算定 ○ 毎年度の費用を資本費、運転維持費、燃料本体費(CIF連動分)および燃料関係諸経費(CIF非連動分)の別に、可能な限り実際のコストにもとづくように設定 ○ システムアクセス費用のうち電源線等工事費(応札者の特定負担分)については、入札価格に含める ○ 二酸化炭素排出係数は、基準排出係数(0.000551t-CO₂/kWh)に調整 ○ 入札価格の算定における、運転維持費、可変費(燃料本体費および燃料関係諸経費)の適用エスカレーションは0%。なお、受給開始後の料金支払い時には、入札時に申し出の合成比率を用いて、運転維持費と可変費を物価等により調整

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (3/7)

5

(1) 主な入札実施概要 (3/3)

項 目	概 要									
落札候補者の決定	○ 応札条件を満たした応札者について、以下に示す価格要素と非価格要素をあわせた点数の高いものから順位付け									
	評価点(100点満点) = 価格要素(90点満点) + 非価格要素(10点満点)									
	≪価格要素≫ 価格要素 = 応札者の中で最安値となる評価価格 / 評価価格 × 90									
	・ 評価価格(円/kWh) ※ = 判定価格 + 電線等以外工事費(一般負担分) (※ 当社エリア外の場合、振替供給に伴う料金、損失率を加味)									
	≪非価格要素≫ <table><tr><td></td><td>非価格要素として考慮する項目</td><td>配点</td></tr><tr><td>①</td><td>周波数調整機能を具備するもの※</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">直前の通告変更に対応できるもの</td><td>6(当日)</td></tr><tr><td>4(前日)</td></tr></table>		非価格要素として考慮する項目	配点	①	周波数調整機能を具備するもの※	4	②	直前の通告変更に対応できるもの	6(当日)
	非価格要素として考慮する項目	配点								
①	周波数調整機能を具備するもの※	4								
②	直前の通告変更に対応できるもの	6(当日)								
		4(前日)								
	※ ガバナフリー運転, 自動周波数制御(AFC)機能, 周波数変動補償機能のすべてを具備									
	○ 評価点が同点となった場合、以下の非価格要素を考慮し順位を決定									
	① ばい煙等の排出量が許容量を上回らない、または地元自治体同意済のもの									
	② 営業運転開始が早いもの									
	③ 判定価格の固定費・可変費のいずれもが上限価格の固定費・可変費を下回るもの									
	④ ①～③を考慮してなお順位が決定しない場合、計画の確実性等を総合的に判断									
	○ 順位が上位のものから累計し、募集規模94.5万kWに達する応札者までを落札候補者とする									

この順に考慮

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (4/7)

6

(2) 運用に関する事項の概要 (1/2)

項 目	概 要
受給料金	二部料金制 ○ 基本料金(DC) : 資本費と運転維持費の合計 ・資本費 …入札時の年度別価格で固定(年額の1/12を毎月支払) ※ 電源線等工事費において状況変化による調整や電源線工事の結果, 電源線等工事費に変動が生じた場合, 調整後の工事費にもとづいた価格を契約価格とする ※ 落札者があらかじめ, 物価の著しい変動に伴う土木建築工事費の補正を希望した場合は, 補正額を算定し, 契約価格に反映する ・運転維持費…毎年の実績物価情報(一人あたり雇用者所得指数=CEI, 企業物価指数=CGPI, 消費者物価指数=CPI)にもとづき調整 ○ 電力量料金(EC) : 実績受給電力量に次の可変費単価を乗じて算定 ・基準分料金単価(通告分)…可変費単価(通告分対応電力) ・超過分料金単価(超過分)…基準分料金単価×0.5 ※許容バンド : 通告電力量の3%以内は基準分とみなす - 可変費のうちCIF連動分は燃料費調整を, CIF非連動分は物価調整を実施
通告運用	○ 落札者が当社へ供給可能な年間電力量(年間供給可能電力量)にもとづき, 当社から落札者に通告する年間電力量(年間通告電力量)を設定 ○ 当社は, 電力受給・設備状況及び電源の経済性等を考慮し, 年間供給可能電力量から契約最大電力に8,760時間に乗じた値の20%に相当する電力量を限度として減じた範囲で, 年間通告電力量を設定。この場合, 運転停止や抑制等を行った後の年間通告電力量にもとづき, 計画上の発電効率の低下に対する補正(「利用率低下補正」)を行なう(補正内容は, 落札者と協議により定める)
通告変更	週間計画通告期限の前日まで

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (5/7)

7

(2) 運用に関する事項の概要 (2/2)

項 目	概 要
ペナルティ料金	〔通告未達割戻料金(発電未達)〕 通告電力に対し未達が生じた場合に、未達電力量に「基本料金年額÷年間基準電力量×2」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し (通告電力量の3%までは許容) 〔停電割戻料金(事故)〕 発電設備の事故等により、発電の全部または一部の停止を行った場合、発生からの2時間の通告電力量と実績受給電力量との差(停電電力量)に「基本料金年額÷年間契約基準電力量×1.5」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し 〔超過停止割戻料金(事故)〕 停電を除き、発電設備の事故等により、発電の全部または一部の停止を行った場合の通告電力量と実績受給電力量との差(停止電力量)が、年間契約基準電力量の3%を超過した場合、その超過電力量に「基本料金年額÷年間契約基準電力量」を乗じた額を年度末月の基本料金から割戻し 〔年間未達通告補償料金〕 当社が、変更通告した場合の通告電力量の年間合計値が、通告電力量の年間合計値を10%超過して下回った場合は、その未達電力量に基準分電力量料金単価を乗じた額を年度末に支払い
発電余力の活用	○ 当社の通告が契約最大電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合、その差分を余力活用することが可能 ○ 余力活用により、当社通告を遵守できなかった場合で、その原因が故意または重過失のときは、未達電力量に「基本料金年額÷年間契約基準電力量×3」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し

1. 要綱(案)【見直し前】の概要 (6/7)

8

(3) 契約に関する事項の概要 (1/2)

項 目	概 要
契約保証金	契約履行の担保として、契約最大電力1kWあたり5,000円を預託していただく (銀行の保証書等を提出する場合は、契約保証金の預託に代えることも可) 契約どおり運転開始した場合は、銀行預金利率相当の利息を付して返却
供給開始年月の変更	営業運転開始日は、繰り延べ1日ごとに契約最大電力1kWにつき13.70円を補償することで、繰り延べ可能(繰り延べ期間は原則1年以内) 〔免責事由〕 - 天変地異等の事由による場合 - 落札者の責めとならない地域事情等の事由で発電所の運転開始が遅延する場合で、契約締結後1年6ヶ月以内の申し出の場合 - 当社の責めとならない用地事情等の事由で系統アクセス設備の建設が遅延する場合で、契約締結後1年6ヶ月以内(または地元同意後1年6ヶ月以内)の申し出の場合
営業運転開始前の解約	○ 落札者申し出の場合は、次の補償をいただく a. 契約保証金に相当する金額 (契約保証金をお預かりしている場合は当該契約保証金を違約金として受領) b. 系統アクセス工事に要した費用の実費 ○ 当社申し出の場合は、次を補償 c. 契約保証金の返却(契約保証金をお預かりしている場合) d. 契約保証金相当額ならびに落札者が発電設備の建設に要した費用(撤去費用含む) e. 落札者が系統アクセス設備を建設する場合は、その建設に要した費用(撤去費用含む)

(3) 契約に関する事項の概要 (2/2)

項 目	概 要
営業運転開始後の 解約	原則として7年前までに申し出る ○ 落札者申し出の場合は、次の補償をしていただく a. 供給開始後、解約時点までの受給価格と入札価格に対応する金額との差額 b. 系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用 c. 上限価格と判定価格との差額の残存契約期間に対応する金額 ○ 当社申し出の場合は、次を補償 d. 基本料金の残存契約期間に対応する金額 ※ 7年分が上限(c, d) ※ 天変地異等やむを得ない事由による場合は免責(c, d) ※ 解約時点の価値に換算(a, c, d)
契約の解除	○ 契約規定の遵守を著しく怠った場合、相手方に文書により契約の履行を催告することができ、催告後30日を経過しても履行しない場合は、相手方事由として契約を解除可能 ○ この場合、原因者は「契約の解約」に準じて補償を行うものとする
契約供給期間満了後の 扱い	○ 契約供給期間満了日の3年前までに期間の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情がない限り契約延長の協議に応じることとし、協議が整った場合に延長する ○ 契約供給期間満了後は、落札者は当社に販売するほかに、契約の全部または一部を当社以外に販売することも可能
子会社、合併会社等 の扱い	○ 電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出していただく ○ なお、一部の出資者による連帯保証を希望される場合、および財務健全性の担保が確認できる代替案による場合は協議

2. RFCでいただいたご意見および 当社の考え方(ご回答)

2-1. RFCでいただいたご意見の概要

11

■いただいたご意見の項目、概要は下表のとおり。

(参考資料5 RFCでいただいたご意見と当社の回答)

■次頁以降で、当社の考え(回答)、要綱(案)【見直し後】にまとめましたので、火力入札GLへの適合性の観点からご確認をお願いいたします。

項目		件数	主なご意見
価格	上限価格	1 件	・上限価格の算定方法のルール化・公表
	入札価格	1 件	・燃料関係諸経費のエスカレーション指標の追加
	評価方法	1 件	・非価格要素「周波数調整機能を具備するもの」の評価方法の見直し
入札条件		1 件	・耐震設計基準の解釈の明確化
応募方法		1 件	・入札添付書類(用地取得状況)の見直し 【反映】
入札結果公表		2 件	・入札結果公表時の上限価格の公表 【反映】 ・落札候補者選定時の落札候補者への通知
契約条件	通告運用	1 件	・利用率低下補正方法の要綱への明確化
	受給料金	3 件	・将来的な諸法令変更に伴う追加コストの受給料金への織り込み ・補正対象とする土木建築工事費の上限25%の削除 ・燃料本体費のエスカレーション指標の追加
	炭素クレジット	1 件	・CO2調整未達の場合における炭素クレジットの取扱い 【反映】
総数		12 件	

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

12

(1-1) 価格に関するご意見(上限価格)

- RFCでは、上限価格算定方法のルール化および公表についてご意見をいただきました。
- 当社は他の応札者と同様に、要綱に従って入札価格を算定して応札を行うため、公平な競争の観点から上限価格算定方法のルール化や公表は行いません。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
上限 価格	(入札実施会社が自社応札する場合) 落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある(この場合、事前に上限価格を公表することは要しない) [P8 4.(8)(a)]	当社応札電源の電源対応原価にCO2対策コストおよび需要地近接性評価を加減算し、事業税相当額を加味した価格といたします。 [要綱(案)P11 4.(1)]	既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既存設備を撤去する場合は、公平性の観点から、上限価格の算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表したうえで、落札候補者決定後の火力電源入札WGで審査すべき [No.1]	当社の電源の応札価格(上限価格)は、落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定いたします。このため、算定方法のルール化および入札募集要綱での公表は行いませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

13

(1-2) 価格に関するご意見(入札価格)

- 燃料関係諸経費のエスカレーションについて、要綱案で指定する指標によらず、別途個別指標の設定を求めるご意見をいただきました。
- 燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していることから、要綱案に示す指標による調整とさせていただきます。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
入札価格	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である [P9 4(9)]	《入札価格》 運転維持費、燃料本体費、燃料関係諸経費に適用する指標のエスカレーション率を一律0%と設定 《受給開始後の受給料金》 エスカレーション補正を実施 ・運転(i)運転維持費 「CEI, CGPI, CPI, 変動なし」を適用する費用の割合から算定 (ii)燃料本体費 「石油, 原油, 液化天然ガス」を適用する費用の割合から算定 (iii)燃料関係諸経費 「CEI, CGPI, CPI, 変動なし」を適用する費用の割合から算定 [要綱(案)P27 5.(1)e]	燃料関係諸経費のエスカレーション率は、示された指標以外の指標に基づく算定も可能とすべき [No.4]	燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していますので、要綱案に示す指標による調整とさせていただきますようお願いいたします。

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

14

(1-3) 価格に関するご意見(評価方法)

- 非価格要素「周波数調整機能を具備するもの」の取扱いについてご意見をいただきました。
- 周波数調整機能については、非価格要素として加点評価することとしておりますので、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
評価方法	非価格要素については、入札実施会社ごとの事情により様々なものが考えられるが、一例を示すと以下のとおり ①運開時期の調整 ②需給運用の弾力性 ③通告変更期限の弾力性 ④利用率変動許容性 ⑤用地確保等の確実性 ⑥燃料調達の確実性 ⑦事業継続の確実性 [P13 6.(1)(b)(ii)]	需給変動対応に資する項目を非価格要素として設定 ①周波数調整機能を具備するもの ②直前の通告変更に対応できるもの(当日, 前日) [要綱(案)P43 7.(2) ②]	非価格要素「周波数調整機能を具備するもの」については、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定すべき [No.7]	周波数調整機能については、非価格要素として加点評価することとしており、対価等について、お支払することは考えておりません。 なお、周波数調整機能を加点条件として落札された電源については、当社が周波数調整機能を活用できることを前提としております。 ご理解くださいますようお願いいたします。

(2) 入札条件に関するご意見

- 発電所建設にあたっての耐震設計基準の解釈について入札要綱上で明確にすべきとのご意見をいただきました。
- 耐震設計の考え方や設計方法については、当社要綱(案)に明記していることや、法令、基準等の解釈・運用については、当社独自で判断できるものではないことから、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
入札条件	耐震、浸水防止(津波対策)、防火等の災害に対し、適切な技術的対策を講じるための費用が織り込まれていることが前提となる。 [P13 6(2)]	設置される発電設備は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)等の発電事業に関連する諸法令(政令、省令、技術基準等を含む)を遵守していただきます。 [要綱(案)P13 4.(5)]	「発電設備・受電設備の技術要件」および「耐震設計」に示された諸法令に準拠することにより、「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)」で示された耐震性確保の考え方が担保されることを、入札要綱上に明記すべき [No.3]	発電設備については、発電事業に関連する諸法令等(政令・省令・技術基準等含む)を遵守していただきます。 法令、基準等の解釈・運用については、当社独自で判断できるものではないため、規制当局の判断に基づき、適切に対応いたしますようお願いいたします。

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

16

(3) 入札結果公表に関するご意見

- 募集締切後での上限価格と算定根拠の公表についてご意見をいただきました。
- 上限価格や算定根拠は公表いたしません、ご意見を踏まえ、受給開始後の落札者事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、入札時点で賠償額の上限を明示いたします。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
入札結果公表	落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社、以下の内容について公表することとする。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ③上限価格を事前に公表しない場合においては、卸供給の契約価格の平均額又は卸供給の契約価格と上限価格のかい離率(入札実施会社が選択できるものとし、また、落札者が1社のみの場合、この限りではない) [P15 7(2)]	契約締結後、機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表いたします。 (省略) ○契約価格と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合、公表いたしません) [要綱(案)P47 7.(5)] 《供給開始後の解約》 ・落札者が申し出た場合は、次の補償をしていただきます。 (省略) c. 上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額 [得べかりし利益の賠償額] [要綱(案)P87 9.(13)②]	・事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において上限価格と算定根拠を公表すべき ・契約条件のひとつである契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に上限価格が用いられることから、入札締切後のタイミングであっても公表すべき [No.6]	自社応札電源の原価が明らかになってしまうため、上限価格とその算定根拠の公表はいたしません。ただし、ガイドラインの記載を踏まえ、落札者と契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は契約価格と上限のかい離率を公表することとしております。(落札者が1社の場合、公表いたしません)。 なお、落札者には、契約協議の過程において、上限価格の開示をいたしますが、ご意見を踏まえ、受給開始後の落札者事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、入札時点で賠償額の上限を明示することとします。 【反映】

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

17

(3) 入札結果公表に関するご意見

- 落札候補者選定時の通知についてご意見をいただきました。
- 落札候補者の通知については、落札候補者と選定した場合でも、落札者とならない場合があることから、当社は、落札者として決定した後、お知らせいたします。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
入札結果公表 (続き)	落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ③上限価格を事前に公表しない場合においては、卸供給の契約価格の平均額又は卸供給の契約価格と上限価格のかい離率(入札実施会社が選択できるものとし、また、落札者が1社のみの場合は、この限りではない) [P15 7(2)]	契約締結後、機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表いたします。 ○卸供給を行なう各事業者名 ○供給開始年度 ○卸供給を行なう場所(住所) ○年間契約基準利用率 ○契約最大電力(夏季出力) ○燃料種別 ○契約価格と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合は、公表いたしません) [要綱(案)P47 7.(5)]	準備等を円滑に進めるため、落札候補者の決定の時点で通知すべき [No.8]	ガイドラインにおいて、「原則として入札実施会社が入札要綱に基づき応募案件を評価し、落札者を決定するが、入札実施会社は評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施するものとする。」とされています。 そのため、落札候補者と選定した場合でも、落札者とならない場合があることから、当社は、落札者として決定した後、お知らせいたします。

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

18

(4-1) 契約条件に関するご意見(受給料金)

- 土木建築工事費の補正において、補正対象とする土木建築工事費の上限設定の削除を求めるご意見をいただきました。
- 上限設定については、電源調達の確実性、契約の安定性の面から設定していることから、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
受給 料金	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である [P9 4(9)]	・あらかじめ土木建築工事費の補正を希望した場合、補正額を算定し、基本料金に反映 ・補正対象とする土木建築工事費の合計は資本費合計の25%を超えない [要綱(案)P61 9.(4)①]	補正対象とする土木建築工事費の上限を資本費の25%とする規定を削除すべき [No.10]	将来の土木建築工事費の変動リスクは、建設費の物価補正により、当社が負担することとしておりますが、電源調達の確実性、契約の安定性の面から、補正対象とする資本費合計に占める土木建築工事費の割合については、合理的な範囲で上限を設定する必要があるものと考えております。 つきましては、補正対象とする土木建築工事費の資本費割合に、上限を設定することについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

2-2. 主なご意見ならびに当社回答

19

(4-1) 契約条件に関するご意見(受給料金)

- 受給開始後の受給料金において、熱量補正を行うことを可能とする旨のご意見をいただきました。
- 貿易統計では単位当たりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は概ね5年毎に更新されるものであることなどを踏まえると、適正な熱量補正を行うことは困難と考えますので、原案通りとさせていただきます。

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
受給 料金 (続き)	応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である [P9 4(9)]	入札時の燃料本体費(CIF価格連動分)の前提とした貿易統計CIF価格と当該月に適用する貿易統計CIF価格との変動率にて算定いたします。 [要綱(案)P65 9.(4)②a.]	燃料本体費の調整基準として、資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなど適切な熱量補正を行うことを可能とすべき [No. 11]	貿易統計では単位当たりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は概ね5年毎に更新されるものであることなどを踏まえれば、適正な熱量補正を行うことは困難と考え、発熱量による燃料本体費の調整は行いませんので、ご理解をお願いします。

**【参考】 RFCでいただいたその他のご意見等
(火力入札GL対象外)**

【参考】火力入札GLに規定のない事項に関するご提案

21

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
応募方法	該当なし	発電所用地の取得状況(取得済の場合はそれを証明する登記簿謄本も添付) (様式17-1) 〔要綱(案)P33 6.(2)18〕	土地の取得状況を証明する書類は、登記簿謄本に限定するのではなく、当該状況を客観的に証明できる書類(固定資産税課税明細書など)により可能とすべき 〔No.5〕	ご意見を踏まえて、発電所用地を取得済みであることを客観的に証明できるもの(固定資産税課税明細書等)であれば可とし、要綱(案)および提出様式を修正いたします。 【反映】
通告運用	該当なし	当社は運転停止や抑制等を行った後の年間通告電力量にもとづき、計画上の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、補正の内容については落札者と協議 〔要綱(案)P57 9.(1)〕	応札者の予見性を高めるために利用率低下補正方法について入札要綱上に定めるべき 〔No.9〕	利用率低下補正については、発電設備毎、運用方法等により異なり、一義的に定めることは困難と考えております。具体的な発電設備の設計が確定次第、落札者との協議により決定させていただきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【参考】火力入札GLに規定のない事項に関するご提案

22

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
受給料金	該当なし	設置される発電設備は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)等の発電事業に関連する諸法令(政令、省令、技術基準等を含む)を遵守していただきます。 〔要綱(案)P13 4.(5)〕	将来的に、新たな諸法令に適合する為、設備改造が求められることが想定されるが、諸法令適合に要したコストは、貴社に負担いただけることを明記すべき 〔No.2〕	要綱(案)9. 供給条件(4)受給料金の備考に記載のとおり、追加コストを受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することとなるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。 なお、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、協議をいたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします(現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります)。

【参考】火力入札GLに規定のない事項に関するご提案

23

項目	火力入札GL	要綱(案)【見直し前】	ご意見	当社回答
炭素クレジット	該当なし	温対法で使用可能な炭素クレジット等の市場価格の平均値(当社が指定する期日から排出係数確定時期までの平均価格)とするが、市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと当社が判断した場合は、炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用 〔要綱(案)P78 9.(11)〕 〔要綱(案)P80 9.(11)〕	排出係数の調整が未達となった場合の精算に使用される炭素クレジット指標を変更する場合は、貴社の一方的判断ではなく、両社協議とすべき 〔No.12〕	ご意見を踏まえ、指標を変更する必要がある場合は落札者と協議する旨に表現を見直します。 【反映】

3. RFCでいただいたご意見等を踏まえた 入札募集要綱(案)の見直しについて

3. 要綱(案)【見直し後】について

25

- RFCを通じていただいたご意見等により、以下のとおり要綱(案)(提出様式を含む)に反映・修正をいたしました。

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
〔要綱(案)P33 6.(2)〕 入札申込書への添付書類 〔提出様式 17-1〕 発電所用地の取得状況	18. 発電所用地の取得状況(取得済みの場合はそれを証明する登記簿謄本も添付)(様式17-1) ○ 取得済みの場合は、それを証明する登記簿謄本を添付してください 〔ご意見 計1件:No.5〕	18. 発電所用地の取得状況(取得済みの場合はそれを証明する登記簿謄本 <u>等</u> も添付)(様式17-1) ○ 取得済みの場合は、それを証明する登記簿謄本 <u>等</u> を添付してください <u>(登記簿謄本や固定資産税課税明細書等、取得済みであることを客観的に証明できるもの)</u>

3. 要綱(案)【見直し後】について

26

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
要綱(案)P78, P80 9.(11) 二酸化炭素排出係数の扱い(備考)	※2: 温対法で使用可能な炭素クレジット等の市場価格の平均値(当社が指定する期日から排出係数確定時期までの平均価格)とするが、市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと当社が判断した場合は、炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用。 〔ご意見 計1件:No.12〕	※2: 温対法で使用可能な炭素クレジット等の市場価格の平均値(当社が指定する期日から排出係数確定時期までの平均価格)とするが、市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当で<u>なくなった場合には、落札者と当社の間で協議により他の指標等による方法を定めるものいたします。</u>
契約書(案) 当社の系統に直接連系する場合 P13,P14 第28条 契約書(案) 当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合 P14 第32条	② 乙が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合 超過排出量に炭素クレジット等の市場価格(市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと乙が判断した場合は、炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。)を乗じた費用(ただし、当該費用を超える損害が乙に生じたときは、当該乙の損害額とする) 〔ご意見 計1件:No.12〕	② 乙が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合 超過排出量に炭素クレジット等の市場価格(市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当で<u>なくなった場合は、甲と乙の協議により他の指標等による方法を定める。</u>)を乗じた費用(ただし、当該費用を超える損害が乙に生じたときは、当該乙の損害額とする)

3. 要綱(案)【見直し後】について

27

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
〔要綱(案)P87 9.(13)②〕 供給開始後の解約の場合	・落札者が申し出た場合は、次の補償をしていただきます。 a.供給開始後、解約時点までの受給価格(『(様式8)入札価格計算書』の値)と入札価格(契約供給期間で均等化した価格)に対応する金額との差額 〔精算額〕 b.系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用 〔実費補償額〕 c.上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額 〔得べかりし利益の賠償額〕 〔ご意見 計1件:No.6〕	・落札者が申し出た場合は、次の補償をしていただきます。 a.供給開始後、解約時点までの受給価格(『(様式8)入札価格計算書』の値)と入札価格(契約供給期間で均等化した価格)に対応する金額との差額 〔精算額〕 b.系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用 〔実費補償額〕 c.上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額 <u>ただし、「固定費価格(『(様式8)入札価格計算書』の(R欄)の値)に年間契約基準電力量を乗じた値を12か月で除した月額に受給期間の残存月数を乗じて得た金額(受給期間の残存月数は84か月を上限)」を賠償の上限といたします。</u> 〔得べかりし利益の賠償額〕

3. 要綱(案)【見直し後】について

28

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
〔要綱(案)P49 8.(1)〕 事前相談	(1) 事前相談 当社系統への連系に関するご質問(連系可能容量(目安), 連系点までの直線距離等)については, 広域機関または当社NSCへお問い合わせください。 〔ご意見以外〕	(1) 事前相談 当社系統への連系に関するご質問(連系可能容量(目安), 連系点までの直線距離等)については, 広域機関(発電設備等の出力の合計値が1万キロワット以上の場合)または当社NSCへお問い合わせください。
〔要綱(案)P49 8.(2)〕 接続検討	(2) 接続検討 応札者の発電設備を当社系統に直接連系する場合(増出力等で連系内容を変更する場合を含む), 当社にて, 送配電設備の新たな施設または変更に関する検討等を行ないます。 ・広域機関または当社NSCに申し込んでください。 (以下, 省略) 〔ご意見以外〕	(2) 接続検討 応札者の発電設備を当社系統に直接連系する場合(増出力等で連系内容を変更する場合を含む), 当社にて, 送配電設備の新たな施設または変更に関する検討等を行ないます。 ・広域機関(発電設備等の出力の合計値が1万キロワット以上の場合)または当社NSCに申し込んでください。 (以下, 省略)

3. 要綱(案)【見直し後】について

29

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
〔要綱(案)P51 8.(4)〕 接続検討の申込み	(4) 接続検討の申込み 接続検討申込書に必要な事項をご記入のうえ、広域機関または当社NSCにお申込みください。 (以下、省略) 〔ご意見以外〕	(4) 接続検討の申込み 接続検討申込書に必要な事項をご記入のうえ、広域機関(発電設備等の出力の合計値が1万キロワット以上の場合)または当社NSCにお申込みください。 (以下、省略)
〔要綱(案)別紙2〕 系統アクセスに関する手続き等の流れ	別紙2⁴⁾ 系統アクセスに関する手続き等の流れ⁴⁾ 1. 事前相談 - 当社系統への連系に関するご質問(送電線の熱容量面から評価した連系制限の有無、及び送電線から連系点までの直線距離など)については、当社NSCへご相談ください。なお、具体的な地点における詳細な連系可能容量、系統アクセス工事に係るコスト・工期については、接続検討が必要となります。 - 当社NSCの連絡先等は、当社ホームページ上の下記アドレスに掲載されています。 http://www.energia.co.jp/elec/free/office.html ↓ 2. 接続検討 2-1 接続検討の申込み - 接続検討申込書に必要な事項をご記入のうえ、広域機関または当社NSCに申込んでください。 ※接続検討申込書の様式は、広域機関ホームページ上の下記アドレスに掲載されています。 http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/index.html 〔注意事項〕 当社NSCは、原則として接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を回答いたします。接続検討は、「3 接続供給申込み(入札時暫定)」に先立ち終了していることが必要となります。 ↓ 〔ご意見以外〕	別紙2⁴⁾ 系統アクセスに関する手続き等の流れ⁴⁾ 1. 事前相談 - 当社系統への連系に関するご質問(送電線の熱容量面から評価した連系制限の有無、及び送電線から連系点までの直線距離など)については、広域機関(発電設備等の出力の合計値が1万キロワット以上の場合)または当社NSCへご相談ください。なお、具体的な地点における詳細な連系可能容量、系統アクセス工事に係るコスト・工期については、接続検討が必要となります。 - 当社NSCの連絡先等は、当社ホームページ上の下記アドレスに掲載されています。 http://www.energia.co.jp/elec/free/office.html ↓ 2. 接続検討 2-1 接続検討の申込み - 接続検討申込書に必要な事項をご記入のうえ、広域機関(発電設備等の出力の合計値が1万キロワット以上の場合)または当社NSCに申込んでください。 ※接続検討申込書の様式は、広域機関ホームページ上の下記アドレスに掲載されています。 http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/index.html 〔注意事項〕 当社NSCは、原則として接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を回答いたします。接続検討は、「3 接続供給申込み(入札時暫定)」に先立ち終了していることが必要となります。 ↓

3. 要綱(案)【見直し後】について

30

項目	要綱(案)【見直し前】	要綱(案)【見直し後】
[要綱(案)P81 9.(12)②] 補償を免責する場合 [要綱(案)P85 9.(13)①(イ)] 補償を免責する場合 { 契約書(案) 当社の系統に直接連系 する場合 P18 第38条, P19 第39条 契約書(案) 当社以外の一般電気事業者 の系統に連系する場合 P18 第42条, P19 第43条 } [提出様式 様式20] 火力発電設備の運転実績に ついて	ケ月 [ご意見以外]	か月
[契約書(案)別紙3] 1 運転維持費補正係数 および燃料関係諸経費 調整率	$\alpha: \text{平成26年度を1とした場合の一人あたり雇用者所得指数とし, 次の算式により算定する。}$ $\frac{\text{当該年度の一人あたり雇用者報酬(注1)}}{\text{平成26年度の一人あたり雇用者報酬(注2)}}$ [ご意見以外]	$\alpha: \text{平成26年度を1とした場合の一人あたり雇用者所得指数とし, 次の算式により算定する。}$ $\frac{\text{当該年度の一人あたり雇用者報酬(注1)}}{\text{平成26年度の一人あたり雇用者報酬(注2)}}$
[提出様式 様式3] 発電設備の仕様	ガスタービンおよび 上記タービン等電動機 [ご意見以外]	ガスタービンおよび 蒸気タービン等電動機

4. 競争性を高めるための取り組み

4. 競争性を高めるための取り組み

32

- 当社の火力電源入札募集において、入札を通じた競争性を高め安価な電源を調達するため、より多くの事業者様に応札いただくことを目指した取り組みを実施する。
- 「入札募集要綱上の取り組み」、「応札が期待される事業者様への周知」、「事業者様への結果ヒアリング」を実施する。

取り組み概要	主な内容
取り組み1 入札募集要綱(案)上の取り組み 競争阻害要因の排除, 公平性・透明性の確保 など, ガイドラインやこれまでの火力電源入札 WG の審査結果を反映	・年間利用率低下補正(出力抑制等に伴う発電効率の補正) ・金融機関発行の保証書提出も可(契約保証金預託の代替) ・エスカレ補正(土木建築費, 燃料費, 運転維持費等) ・停電, 停止電力量に関する特例(卸電力取引所等からの代替電源調整を可) ・年間未達通告補償料金の設定 ・契約保証金返却時の利息付与 ・契約期間満了後の扱い(当社以外への販売可, 当社と協議が整った場合は再契約も可) ・発電余力活用(固定費の割戻し要請なし) ・子会社, 合併会社等の扱い(連帯保証状に代わる財務健全性の担保確認) ・プロジェクトファイナンス手法等による応札 ・英語版入札募集要綱(概要版)の作成

4. 競争性を高めるための取り組み

33

取り組み概要		主な内容
取り組み2 応札が期待される事業者様への周知	積極的な情報発信	・IPP, 自家発余剰契約実績のある事業者様等への入札説明会開催案内文の送付 ・当社ホームページのメインページへの掲載
	フォローアップ	・案内文を発送した事業者様および説明会へ参加いただいた事業者様に対するフォローアップ (参考資料 参照)
取り組み3 事業者様への結果ヒアリング		(1者応札になった場合に実施) ・より応札しやすい火力電源入札に向けて, 案内文を発送した事業者様や入札説明会に参加いただいた事業者様に対し, 応札を見送った理由等についてアンケートを実施 ・アンケート結果を踏まえ, 次回入札に向けての改善策を検討

5. 情報遮断の取り組み

5. 情報遮断の取り組み

35

- 火力電源入札における公平性・透明性を確保するため、当社内の情報遮断に関するルールを制定し、情報遮断の取り組みを実施する。

項目	主な内容
社内ルールの制定	・入札部門における情報管理に関するルールを規定する「火力電源入札業務要則」を制定し、社内周知
情報管理体制	・入札部門の対象をお客さまサービス本部電力購入担当および当該箇所を管理監督するお客さまサービス本部部長（営業）ならびにお客さまサービス本部専任部長（営業）に限定 ・情報管理責任者にお客さまサービス本部部長（営業）を指定し、入札部門における情報を統括・管理
物理的隔絶	・壁により隔絶された、施錠可能な執務室で入札業務を実施し、施錠者を限定
情報の厳格管理	・入札部門から他部門等に情報を提供する場合は、所属長の承認を規定（事業者名称は符号化、メール送信時は所属長へ同文送付先[Cc]に指定し送信） ・競争阻害行為に結びつくおそれのある情報については、情報授受箇所や情報内容を明確にした「情報管理簿」の使用による管理を実施 ・執務室への入室を管理簿にて把握 ・執務室における個人携帯電話の管理 ・執務室内の施錠可能なキャビネットに文書等を保管 ・他部門からアクセスできない専用フォルダーに電子データを保存 ・入札書は開封時まで、金融機関の貸金庫で保管（開封時には、公証人の立会を予定）
情報管理状況の確認	・当社考査部門による確認
罰 則	・社員就業規則に則り、適正に対処
取締役の扱い	・各役員は、会社法にもとづく善管の注意義務により、情報漏洩禁止の義務を負う ・入札業務情報を取締役会・経営会議に付議する場合は、情報が機密情報であることを説明し、情報管理を徹底

参考資料

- 説明会開催後も、事業者様のご都合やご意向に応じた個別フォローを継続実施することで、多数の事業者様からの応札を支援する。

	説明会への 参加別	経営管理者様へのフォロー 〔 A 〕	実務担当者様へのフォロー 〔 B 〕	実施方法
説明会の 案内文発送	参加 〔案内文未発送の 事業者様を含む〕	当社部長, マネージャー クラスによる当社火力入 札募集の概要説明フォ ロー	募集要綱の内容, 入札 提出帳票等への説明 フォロー	原則として, 当社から事業 者様を訪問の 上, 実施
	不参加	・説明会不参加の事業者様に対して, 当社から説 明会開催後の連絡 ・火力入札募集に対する事業者様の関心に応じて, 上記フォロー〔 A 〕, 〔 B 〕を提案		